

平成26年2月20日

(一財)札幌アイスホッケー連盟  
加盟団体 代表者 様

(一財)札幌アイスホッケー連盟  
会長 片岡 勉



### 平成26年度 アイスホッケー連盟登録手続きについて

向春の候、貴団体には益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、本連盟の運営に多大なるご支援・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当連盟も4月1日より新年度を迎え、(一財)札幌アイスホッケー連盟『定款第9章第40条』に基づき、平成26年度の加盟団体(チーム)役員及び選手の登記、登録更新手続きを行っていただきたく、ここにご案内申し上げます。

今年度より道ア連の加盟団体分担金の改訂に伴い、本連盟の加盟料(団体・個人ともに)も改訂させていただくことになりました。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、手続きにあたっては、添付の書類に必要事項を記入し、4月30日までに手続きを完了してください。

時節柄ご多忙のことと存じますが、何卒提出期日までに手続きを完了されますよう、お願い申し上げます。

敬具

### 記

#### {送付資料}

- ① 連盟定款細則、登録についての解説登録料
- ② 加盟団体台帳
- ③ 登録用紙(継続分、平成25年度登録リスト・1月31日現在)
- ④ 登録用紙(新規登録分)
- ⑤ 登録料計算書
- ⑥ 加盟団体会員追加登録申請書
- ⑦ 登録抹消申請書
- ⑧ 登録変更承諾書
- ⑨ 移籍・追加登録について
  - ②③④⑤⑥⑧ 提出用紙(⑥⑧は必要のあるチームのみ)
  - ⑥⑦⑧ 年度内発生時提出用紙

以上

# 一般財団法人札幌アイスホッケー連盟

## 登録細則

### 第1条（目的）

定款第40条に基づき、定款第41条の登録に関する細部を規定する。

### 第2条（登録及び登記）

- (1) 本連盟の登録とは、加盟団体（チーム）及びそれに所属する会員（監督・コーチ・選手等）の登録をいい、毎年更新するものとする。
- (2) 加盟団体は毎年4月30日まで所定の手続きを終えなければならない。
- (3) 会員は、自ら所属する加盟団体の統括地域内に、居住、勤務あるいは通学する者でなければならない。ただし、居住地、勤務地あるいは通学地のいずれにも適合する加盟団体がないときは、自己の意思により他の加盟団体により登録ができる。
- (4) 外国籍を有し、かつて外国の連盟に所属していた選手の登録は、国際アイスホッケー連盟（IIHF）の指定する手続きを経て、（公財）日本アイスホッケー連盟の承認を受けて手続きをしなければならない。
- (5) 外国籍を有する選手を含むすべての会員は、本連盟の主催する競技会及び諸行事への参加について、本連盟の拘束を受けるものとする。

### 第3条（登記会員）

札幌市（アイスホッケー連盟の組織されていないその近郊を含む）に居住または勤務するもので、アイスホッケー・インラインホッケー競技を愛好し、かつ加盟団体の登録会員でないものは、理事会の資格審査を経て、登記を行うことができる。

申請者は毎年4月30日までに所定の手続きを終えねばならない。

### 第4条（登録、登記の効力）

前2条の期日を過ぎて手続きを行った加盟団体及び会員の登録、登記は、本連盟から（一財）北海道アイスホッケー連盟への手続き完了の日の10日後から有効となる。

### 第5条（登録料及び登記料）

登録料および登記料は別表の通りとし本連盟に納めなければならない。

### 第6条（会員の所属加盟団体）

会員が所属する加盟団体は、オールドタイマーを除きいかなる場合も1つに限られる。

- (1) スタッフとして複数の加盟団体に重複登録する場合は、1名につき1回のみ課金とする。なお、登録料は最初に登録申請した加盟団体を課金

対象とする。

- (2) ただし、競技会への参加申込に際して、本連盟の会員であり、又当該競技会の主催団体及び所属加盟団体の認可があれば、他の加盟団体のチーム役員の任に当たることができる。

#### 第7条（登録申請）

登録申請は加盟団体ごとに、登記登録申請は個人により、所定の登録用紙に会員名その他を記入し本連盟へ提出する。

#### 第8条（所属団体の変更）

- (1) 会員が、年度途中又は年度当初の登録更新にかかわらず、所属加盟団体を変更しようとするときは、その所属する加盟団体の承諾を得なければならない。会員の移動で加盟団体が変わる場合は、新所属団体へ前所属加盟団体の「登録変更承諾書」を提出しなければならない。
- (2) 年度内移籍の場合は、別途移籍手数料が課金される。
- (3) 前加盟団体が承諾書の発行を拒み、これを不当と考える会員は本連盟へ提訴することができる。
- (4) いずれの場合も、変更が成立した場合、前所属加盟団体の登録は直ちに削除されなければならない。
- (5) 学校の卒業による登録変更の場合は本条（1）項の手続きを省略することができる。

#### 第9条（資格取り消し）

会員が（公財）日本アイスホッケー連盟・スポーツマン綱領に違反した場合、直ちに登録を取消す。

#### 第10条（登録規定違反）

会員が第2条に違反した場合、1年を限度とする加盟団体資格及び会員資格の停止または保留処分を課すことがある。

#### 第11条（登録審査委員会）

- (1) 登録に関する一般的な問題は連盟審議委員会で処理し、重要問題に際しては登録審査委員会が設けられる。
- (2) 登録審査委員会は専務理事、審議委員長及び会長指名の3名の理事で構成し、審議委員長が議長となる。

#### 第12条（プライバシーポリシー）

本連盟のプライバシーポリシーについては、上部団体（一財）北海道アイスホッケー連盟のプライバシーポリシーに準拠する。

## ●●平成26年度アイスホッケー会員登録提出について(札幌)●●

「一般財団法人 札幌アイスホッケー連盟定款」第40条に基づき、第41条の登録に関する第2条に定められた通り、加盟団体・会員登録は毎年更新いたします。

### 1. 注意事項

- ①加盟団体登録は、会員数10名以上とします。
- ②必要事項は必ず記入してください。特に姓名（ふりがな）、生年月日、性別が未記入の場合は、情報が提供されるまで登録できません。
- ③外国人選手・スタッフの氏名は、漢字以外の場合、できる限り英字で登録してください。また、日本以外の国籍の場合、必ず備考欄に国名を記入してください。
- ④チーム第1回目の登録時に行われる選手移籍については、前所属および新所属の両チームから必要書類の提出があった時点で完了とします。（年度途中は書類の他、別途手数料が必要）
- ⑤会員が競技者として登録できるのは、オールドタイマー、インラインを除き、1団体に限られます。アイスホッケーとインライン、又アイスホッケーとオールドタイマーの登録は、同一人物であっても別に登録が必要です（登録料も別途必要）。

例：★1種A「チーム〇〇」とインラインで選手登録をする場合

		選手登録料	スタッフ登録料
1種A	チーム〇〇	5,000円	—
インライン	☆☆クラブ	2,000円	—

★1種A「チーム〇〇」とオールドタイマー「◇◇シニア」で選手登録をする場合

		選手登録料	スタッフ登録料
1種A	チーム〇〇	5,000円	—
オールドタイマー	◇◇シニア	3,000円	—

★オールドタイマーのみ選手登録をする場合 ※他チームでスタッフ登録のみしている場合も含む

		選手登録料	スタッフ登録料
オールドタイマー	◇◇シニア	5,000円	—

- ⑥スタッフ兼選手、または、異なるチームにおいてそれぞれスタッフ・選手として登録する場合は、両方で課金されます。

例：★1種A「チーム〇〇」で監督兼選手登録する場合

		選手登録料	スタッフ登録料
1種A	チーム〇〇	5,000円	8,000円

★1種A「チーム〇〇」で選手登録し、2種「△△大学」でスタッフ登録をする場合

		選手登録料	スタッフ登録料
1種A	チーム〇〇	5,000円	—
2種	△△大学	—	8,000円

⑦ただし、複数のチームでいずれもスタッフとして登録する場合は、同一人物1チームのみの課金とします。なお、登録料は、最初に登録申請したチームを課金対象とします。

例：★1種A「チーム〇〇」で選手登録し、

2種「△△大学」と6種「××少年団」でスタッフ登録をする場合

		選手登録料	スタッフ登録料
1種A	チーム〇〇	5,000円	—
2種	△△大学	—	8,000円
6種	××少年団	—	無料

※原則は先に登録申請するチームのスタッフとして課金されるため、6種の少年団を先に登録した場合は、6種のスタッフ登録料が8,000円、2種のスタッフ登録料が無料となる。

⑧登録申請の提出期限に遅れた場合、継続加盟団体であっても新規加盟団体扱いとなり、団体登録料も新規加盟の金額が課金となりますのでご注意ください。なお、更新登録手続き完了とは、提出書類・登録料納入が全て完了した時点を指します。

⑨年度内に1種Bより1種Aへ移籍する場合、手数料の他に1種Aの選手登録料が課金されます。

⑩会員の追加登録は年度内随時受け付けますが、各大会規定で特に定めがない限り、本連盟主催競技会は競技会開始30日前まで、また上部団体主催競技会は競技開始50日前までに手続きを完了していなければ出場資格を得ることができません。

## 2. 新年度登録提出書類について

◆提出書類は下記のとおりです。

継続加盟団体・・・加盟団体台帳／登録料計算書／平成25年度登録リスト（送付済みのもの）  
追加登録申請書（追加登録者がある場合）／登録変更承諾書（前年度加盟団体変更による追加登録者がある場合）

新規加盟団体・・・加盟団体台帳／登録料計算書／新規登録用紙／登録変更承諾書（前年度加盟団体変更による登録者がある場合）

◆加盟団体台帳の連絡先の欄には、確実に連絡を取れる方、並びにその方の住所、電話番号を記入してください。また、会員数の欄には、書類提出時の会員数を記入してください。

◆登録用紙は、継続加盟団体の場合、送付済みの平成25年度登録リストを使用し、訂正箇所がある場合は朱書で訂正、26年度登録しない会員については朱線を引き抹消してください。

新規加盟団体は新規登録用紙を使用し、必要事項を全て記入してください。

第2種（大学）は、備考欄に出身高校名及びその所在地（都道府県名）を必ず記入してください。

なお、チーム第1回目の登録時は、転出・抹消届を別に提出する必要はありません。

◆登録料計算書は、登録用紙記載人数の会員参加料と加盟団体登録料を合算して提出してください。なお、登録料は必ず当連盟銀行口座へ振り込みしてください。

### 3. プライバシーポリシーについて

- ◆当連盟のプライバシーポリシーについては、上部団体である一般財団法人北海道アイスホッケー連盟のプライバシーポリシーに準拠しております（別紙参照）。

※問い合わせ先：一般財団法人札幌アイスホッケー連盟

TEL.011-531-7765 FAX.011-531-7778 E-Mail:sihfsapporo@coffee.ocn.ne.jp

## 記

### 1 提出先(郵送)

〒064-0931 札幌市中央区中島公園1番6号 札幌市中島体育センター内  
財団法人 札幌アイスホッケー連盟 事務局

### 2 提出書類(⑤⑥は必要のあるチームのみ)

- ① 加盟団体台帳
- ② 登録用紙(継続分)
- ③ 登録用紙(新規登録分)
- ④ 登録料計算書
- ⑤ 加盟団体会員追加登録申請書
- ⑥ 登録変更承諾書

### 3 受付開始日:平成26年4月1日(火)より

※ 当連盟の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わります。  
登録料の振込みについては、必ず4月1日以降になるよう処理をお願いします。

### 4 提出締切日:平成26年4月30日(水)必着

※締切日以後についての登録は随時受付いたしますが、加盟団体登録料は、新規加盟団体登録料の扱いとなりますので、くれぐれも継続加盟団体は締切日まで、手続きをして下さい。

### 5 登録料

登録料は、書類提出と同時に、銀行振込みにより、下記口座へ納入して下さい。  
振込み人の名義は個人名ではなく、必ず団体名にして下さい。

振込先 北洋銀行札幌東支店 普通口座 No 0167273  
口座名 (一財)札幌アイスホッケー連盟  
会長 片岡 勲

以上

## 別 表 (アイスホッケー登録料)

### 1 加盟団体登録料/負担金 (加盟団体の種別と納入金額)

(円)

種 別	加 盟 団 体	団 体・登録料		備 考
		継続加盟	新規加盟	
第1種A	一般チーム (企業・クラブ)	30,000	40,000	
第1種B	一般チーム (企業・クラブ)	25,000	35,000	加盟負担金
オールドタイマー	オールドタイマー	20,000	30,000	
第2種	大学チーム	25,000	35,000	
第3種	高校生チーム	20,000	30,000	
第5種	中学生チーム	15,000	20,000	
第6種	小学生チーム	15,000	20,000	
第7種	女子チーム (企業・クラブ)	25,000	35,000	

◎第1種Aとは、

(公財) 日ア連まで登録し、日ア連主催大会に出場できる。

(全ての大会に参加できる資格を得る。)

◎第1種Bとは、

(一財) 道ア連までの加盟負担金で、道ア連及び(一財)札ア連の大会に出場できる。

(参加制限がある。)

◎オールドタイマーとは、

(公財) 日ア連まで登録し、日ア連主催オールドタイマー大会に出場できる。

### 2 会員登録料 (加盟団体の会員一人当たりの納入金額)

(円)

種 別	加盟団体	会員登録料
第1種A	一般チーム (企業・クラブ)	5,000
第1種B	一般チーム (企業・クラブ)	5,000
オールドタイマーA	※注記	3,000
オールドタイマーB	※注記	5,000
第2種	大学チーム	5,000
第3種	高校生チーム	3,500
第5種	中学生チーム	3,500
第6種	小学生チーム	3,500
第7種	女子チーム (企業・クラブ)	4,000
登 記	連盟役員他	8,000
登 記 B	チームマネージャー	5,000



◎登 記 とは、

登録規程第3条の他、連盟役員、及び各種別加盟団体の役員としての登録を行う個人を指す。（例：代表者、部長、コーチ、レフェリー等）

◎登 記 B とは、

チームの指導には関わらず、あくまでマネージャーとしての業務に携わる者。

※注 記

ホールドタイマー-Aは、登記会員及び一般チームに登録をしている個人を指す。

ホールドタイマー-Bは、オールドタイマーチームのみに登録している個人を指す。

### **3 移籍・抹消手続き費用**

年度内に、登録会員の移籍・抹消等の手続きをする場合、一人当たり1,000円の手続き費用を負担するものとする。

### **4 追加登録料**

会員の追加登録については、2項の会員登録料のみ納入する。

## 【年度初めの移籍登録について】

- ・4月の登録時に前年度所属チームとは異なるチームへ登録する場合にも、2重登録等を防ぐために登録変更承諾書の提出が必要となりますので、該当者は事前に前所属団体より受け取り、新所属団体へ提出してください。ただし、登録抹消申請書の提出ならびに手続き費用1,000円は必要ありません。  
なお、学校卒業に伴う所属チーム変更の場合は登録変更承諾書提出の省略が可能です。備考欄に卒業校を記載ください。
- ・札ア連を含め、他都市・都道府県アイスホッケー連盟に1年以上未登録の場合は新規扱いとなり、登録変更承諾書の提出は不要です。

## 【年度途中の追加・移籍登録について】

### ◎札ア連への追加登録

- ・加盟団体会員追加登録申請書を作成し、札ア連事務局へ提出  
(押印書類なので、原本を郵送か持参のこと)
- ・各種別に応じた会員登録料を札ア連口座へ送金

### ◎札ア連⇒他加盟団体への移籍

#### 《前所属団体》

- ・登録変更承諾書を作成し、新所属団体へ渡す
- ・登録抹消申請書を作成し、札ア連事務局へ提出

#### 《新所属団体》

- ・加盟団体会員追加登録申請書を作成し、登録変更承諾書と共に札ア連事務局へ提出  
(押印書類なので、原本を郵送か持参のこと)

#### 《前・新所属団体どちらか》

- ・手続き費用一人あたり1,000円を札ア連口座へ送金

※第1種B⇒第1種Aへの変更の際には、手続き費用1,000円の他に、登録料として5,000円が必要となる。

### ◎札ア連⇒他都市連盟への移籍

#### 《札ア連所属団体》

- ・登録抹消申請書を作成し、札ア連事務局へ提出
- ・手続き費用一人あたり1,000円を札ア連口座へ送金